

大分工業高等専門学校自己点検・評価及び外部評価実施規程

平成30年大高専規程第2号
平成30年 7月12日制定
令和 元年 5月 9日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、大分工業高等専門学校（以下「本校」という。）が行う自己点検・評価（以下「点検評価」という。）及び外部評価の実施に関して、必要な事項を定める。

(点検評価の実施)

第2条 本校の点検評価は、次の各号により実施するものとする。

- 一 別紙1の「教育システムPDC Aサイクル（学内PDC Aサイクル）」に基づき、毎年、各種委員会が別紙2の「教育システム点検改善シート」を作成することとし、自己点検・評価実施委員会（以下「委員会」という。）は、その内容を統括して改善計画に対して意見を付すことにより実施する。
- 二 委員会は、関係委員会の協力を得て、5～7年ごとに、別表に掲げる「評価項目及び評価基準」（以下「基準」という。）に基づき、本校が行う教育研究活動等の目的への達成状況及び成果等を勘案した上で、基準ごとに設けた観点に係る現状分析及び整理を行うことにより実施する。

(点検評価の評語)

第3条 前条第二号の点検評価は、達成度に応じて、次の評語により評価を行う。

評語	評 価
A	基準を満たしている。
B	ほぼ基準を満たしている。
C	基準を満たしているが更なる改善が望ましい。
D	基準を満たしていないので改善を要する

(点検評価結果の報告)

第4条 自己点検・評価実施委員会委員長（以下「委員長」という。）は、第2条第一号により作成した「教育システム点検改善シート」を各種委員会ごとに取りまとめた上で学内に周知するものとする。

- 2 委員会は、第2条第二号により実施した結果に基づき自己点検・評価報告書を作成し、学校運営委員会に報告するものとする。

(外部評価の実施)

第5条 本校の外部評価は、別紙1の「教育システムPDC Aサイクル（外部評価）」に基づき、校長が、前条第2項に規定する自己点検・評価報告書を学外の有識者を委員とした外部評価委員会に報告し、外部評価委員会は、自己点検・評価報告書及びヒアリング、実地調査等により評価及び検証を行うものとする。

- 2 前項の外部評価委員会の設置については、別に定める。

(外部評価結果の報告)

第6条 外部評価委員会は、評価及び検証の結果を校長に報告するものとする。

(外部評価結果の改善)

第7条 校長は、前条の報告に基づき、委員会に改善の検討を行うように指示する。

- 2 委員会は、前条の報告内容を協議し、改善が必要と認めた事項について、関係する実施組織及び関係委員会（以下「実施組織等」という。）に改善策の作成を付託すると共に、これに基づいた改善を指示するものとする。
- 3 前項により改善策の作成の付託及びこれに基づいた改善の指示を受けた実施組織等は、改善策及び改善結果を委員会に提出しなければならない。
- 4 委員会は、前項の改善策及び改善結果の取りまとめを外部評価及び改善報告書として作成すると共に、これに基づき、基準に対する第3条の達成度を再度評価し、学校運営委員会に報告するものとする。

（報告書の公表）

第8条 委員長は、前条第4項により作成した外部評価及び改善報告書を基にその成果を社会に公表するものとする。

（基準等の見直し）

第9条 第2条第二号に定める基準は、本校の目的、目標、方針等及び点検評価の目的を踏まえ、一貫性を保ちつつ時代の要請等を鑑み、必要に応じて見直すものとする。

（雑則）

第10条 この規程に定めるもののほか、点検評価等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

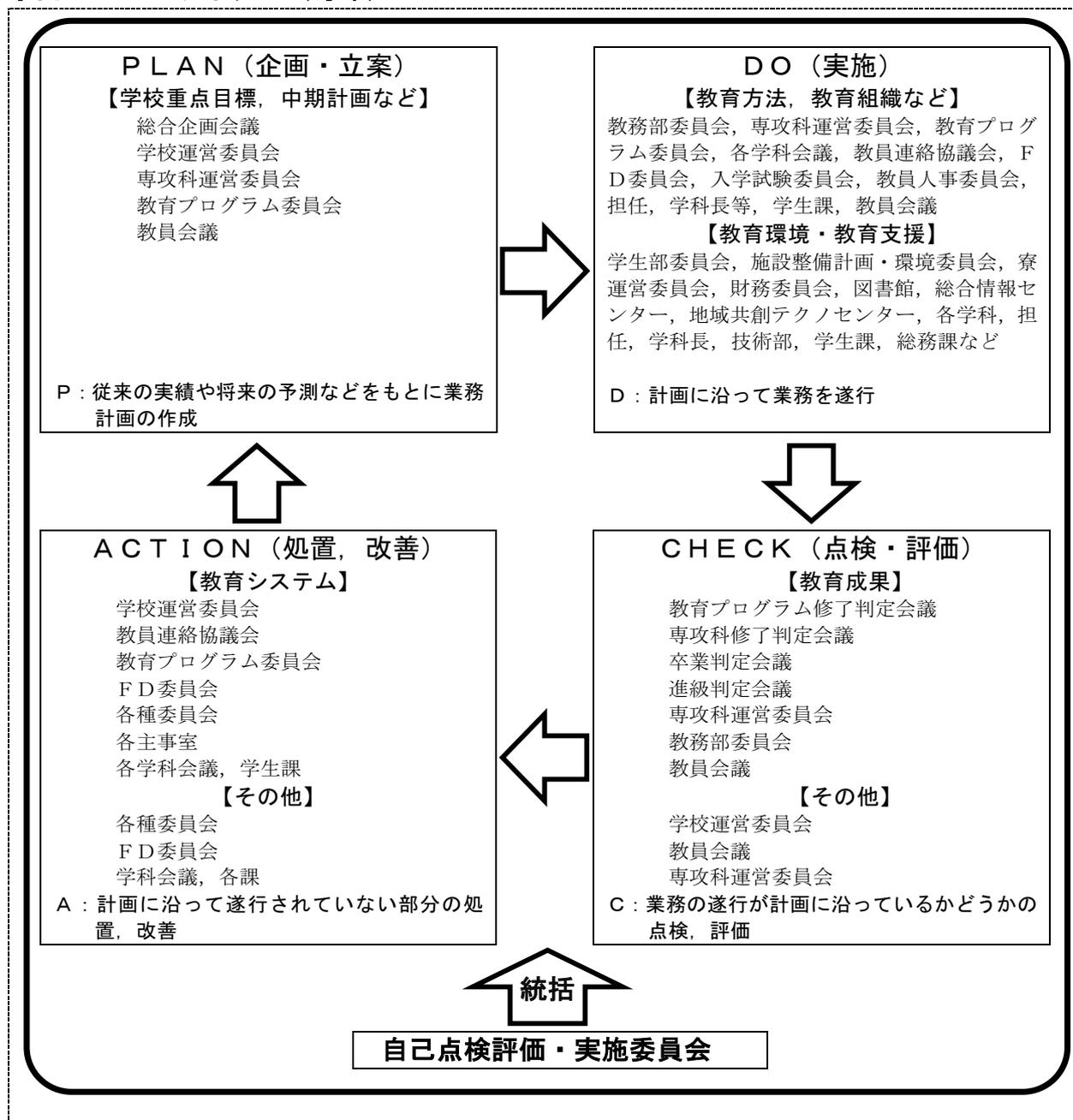
この規程は、平成30年7月12日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

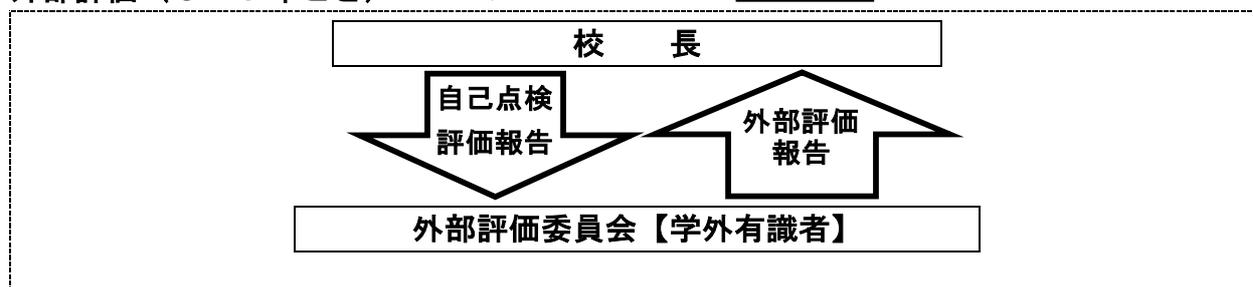
この規程は、令和元年5月9日から施行し、令和元年5月1日から適用する。

大分工業高等専門学校 教育システムPDCAサイクル

学内PDCAサイクル（毎年）



外部評価（5～7年ごと）



平成 年度 教育システム点検改善シート

昨年度の「要改善事項」、1年間の活動状況（主たるもので、年度末までに実施予定を含む）および現状についての点検結果、次年度以降の改善すべき事項および計画をご記入ください。（必要な場合は適宜枠を広げるなどしてご使用ください。）

提出期限： 月 日 提出先：総務課

（なお、提出後において、翌年度の要改善事項や計画に変更がある場合は、修正版を5月末までにご提出ください。）

記入部署： _____

記入責任者

役職・氏名： _____

記入年月日： 令和 年 月 日

（1）昨年度の「要改善事項および計画」

※昨年度のシートに記載されている「(3)次年度以降の要改善事項および計画」をコピーしてください。

（2）1年間の活動状況（主たるもの）および現状についての点検結果

※上記(1)に対する取組と改善結果も記入してください。

（3）次年度以降の要改善事項および計画

（4）その他（補足事項などありましたらご記入ください。）

※ 本シートは、別に定める「JABEE 基準と大分高専各種委員会の対応関係一覧表」及び「機関別認証評価基準と大分高専各種委員会の対応関係一覧表」を踏まえて作成してください。

大分工業高等専門学校自己点検・評価基準

評価項目	評価基準	観 点
1. 教育の質保証システム	(1) 教育活動を中心とした本校の総合的な状況について、定期的に学校教育法第109条第1項に規定される自己点検・評価を行い、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための教育研究活動の改善を継続的に行う仕組み（以下「内部質保証システム」という。）が整備され、機能していること。	①教育活動を中心とした本校の活動の総合的な状況について、定期的に自己点検・評価を実施するための方針、体制等が整備されているか。
		②本校の内部質保証システムに基づき、根拠となるデータや資料に基づいて自己点検・評価が定期的に行われ、その結果が公表されているか。
		③本校の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われており、それらの結果が自己点検・評価に反映されているか。
		④本校の自己点検・評価や外部評価等の結果を反映させ、教育の質の改善・向上に結び付けているか。また、組織体制が機能しているか。
(2) 準学士課程, 専攻科課程それぞれについて、卒業（修了）の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）（以下「三つの方針」という。）が本校の目的を踏まえていること。	(準学士課程) ①準学士課程の卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が本校の目的を踏まえて ②準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を持ち、本校の目的を踏まえているか。 ③準学士課程の入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）が本校の目的を踏まえているか。 (専攻科課程) ④専攻科課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が本校の目的を踏まえているか。 ⑤専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を持ち、本校の目的を踏まえているか。 ⑥専攻科課程の入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）が本校の目的を踏まえているか。	
(3) 本校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されていること。	①本校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されているか。	
2. 教育組織及び教員・教育支援者等	(1) 本校の教育に係る基本的な組織構成が、本校の目的に照らして適切なものであること。また、教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。	①学科の構成が、本校の目的に照らして、適切なものとなっているか。
		②専攻の構成が、本校の目的に照らして、適切なものとなっているか。
		③教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備され、教育活動等に係る重要事項を審議するなどの必要な活動が行われているか。
		④本校の目的を達成するために、準学士課程に必要な一般科目担当教員及び各科の専門科目担当教員が適切に配置されているか。
(2) 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。	①本校の目的を達成するために、準学士課程に必要な一般科目担当教員及び各科の専門科目担当教員が適切に配置されているか。 ②本校の目的を達成するために、専攻科課程に必要な各	

評価項目	評価基準	観 点
		分野の教育研究能力を有する専攻科担当教員が適切に配置されているか。 ③本校の目的に応じた教育研究活動の活性化を図るため、教員の年齢構成等への配慮等適切な措置が講じられているか。
	(3) 全教員の教育研究活動に対して、本校による定期的な評価が行われていること。また、教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準や規定が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。	①全教員の教育研究活動に対して、本校による定期的な評価が行われており、その結果が活用されているか。 ②教員の採用や昇格等に関する基準や規定が明確に定められ、適切に運用されているか。
	(4) F D活動が適切に行われていること。また、教育活動を展開するために必要な教育支援者等が適切に配置され、資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。	①本校のF D活動が、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善が図られているか。 ②本校における教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者等が適切に配置されているか。 ③教育支援者等に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。
3. 学習環境及び学生支援等	(1) 本校において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されていること。また、I C T環境が適切に整備されるとともに、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。	①本校において編成された教育研究組織の運営及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されているか。 ②教育内容、方法や学生のニーズに対応したI C T環境が十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され、有効に活用されているか。 ③図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。
	(2) 教育を実施する上での履修指導、学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制や学生の生活や経済面並びに就職等に関する指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能していること。また、学生の課外活動に対する支援体制等が整備され、機能していること。	①履修等に関するガイダンスを実施しているか。 ②学習支援に関する学生のニーズが適切に把握され、学生の自主的学習を進める上での相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。 ③特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援及び生活支援等を適切に行うことができる体制が整備されており、必要に応じて支援が行われているか。 ④学生の生活や経済面に係わる指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。 ⑤就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制が整備され、機能しているか。 ⑥学生の部活動、サークル活動、学生会活動等の課外活動に対する支援体制が整備され、適切な責任体制の下に機能しているか。 ⑦学生寮において、学生の生活及び勉学の間として有効に機能しているか。
4. 財務基盤及び管理運営	(1) 本校の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有	①本校の目的に沿った教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しているか。 ②本校の目的を達成するための活動の財務上の基礎と

評価項目	評価基準	観 点
	しており、活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。また、学校の財務に係る監査等が適正に実施されていること。	して、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。 ③本校の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対しての資源配分を、学校として適切に行う体制を整備し、行っているか。 ④独立行政法人国立高等専門学校機構の財務諸表等が適切な形で公表されているか。また、財務に係る監査等が適正に行われているか。
	(2) 本校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。また、外部の資源を積極的に活用していること。	①管理運営の諸規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。 ②危機管理を含む安全管理体制が整備されているか。 ③外部資金を積極的に受入れる取組を行っているか。 ④外部の教育資源を積極的に活用しているか。 ⑤管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上を図るための取組（スタッフ・ディベロップメント）が組織的に行われているか。
	(3) 本校の教育研究活動等の状況やその活動の成果に関する情報を広く社会に提供していること。	①本校における教育研究活動等の状況についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。
5. 準学士課程の教育課程・教育方法	(1) 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準等が適切であること。	①教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が学年ごとに適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。 ②教育課程の編成及び授業科目の内容について、学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等が配慮されているか。 ③創造力・実践力を育む教育方法の工夫が図られているか。
		①教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。 ②教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）の趣旨に沿って、適切なシラバスが作成され、活用されているか。
		①成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。 ②卒業認定基準が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、卒業認定が適切に実施されているか。
6. 準学士課程の学生の受入れ	(1) 入学者の選抜が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な方法で実施され、機能していること。また、実入	①入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な入学者選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。 ②入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を実際に受入れているかどうかを検

評価項目	評価基準	観 点
	学者数が，入学定員と比較して適正な数となっていること。	証するための取組が行われており，その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。 ③実入学者数が，入学定員を大幅に超過，又は大幅に不足している状況になっていないか。また，その場合には，入学者選抜方法を改善するための取組が行われるなど，入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。
7. 準学士課程の学習・教育の成果	(1) 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして，学習・教育の成果が認められること。	①成績評価・卒業認定の結果から判断して，卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。 ②達成状況に関する学生・卒業生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して，卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。 ③就職や進学といった卒業後の進路の状況等の実績から判断して，学習・教育の成果が認められるか。
8. 専攻科課程の教育活動の状況	(1) 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき，教育課程が体系的に編成され，専攻科課程としてふさわしい授業形態，学習指導法等が採用され，適切な研究指導等が行われていること。また，専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき，成績評価・単位認定及び修了認定が適切に行われており，有効なものとなっていること。	①教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき，授業科目が適切に配置され，教育課程が体系的に編成されているか。 ②準学士課程の教育との連携，及び準学士課程の教育からの発展等を考慮した教育課程となっているか。 ③教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして，講義，演習，実験，実習等の授業形態のバランスが適切であり，それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。 ④教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき，教養教育や研究指導が適切に行われているか。 ⑤成績評価・単位認定基準が，教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って，組織として策定され，学生に周知されているか。また，成績評価・単位認定が適切に実施されているか。 ⑥修了認定基準が，修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って，組織として策定され，学生に周知されているか。また，修了認定が適切に実施されているか。
	(2) 専攻科課程としての入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切に運用されており，適正な数の入学状況であること。	①入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な入学者選抜方法が採用されており，実際の学生の受入れが適切に実施されているか。 ②入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を受入れているかどうかを検証するための取組が行われており，その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。 ③実入学者数が，入学定員を大幅に超過，又は大幅に不足している状況になっていないか。また，その場合には，入学者選抜方法を改善するための取組が行われるなど，入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。
	(3) 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に	①成績評価・修了認定の結果から判断して，修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・

評価項目	評価基準	観 点
	照らして、学習・教育・研究の成果が認められること。	<p>教育・研究の成果が認められるか。</p> <p>②達成状況に関する学生・修了生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。</p> <p>③就職や進学といった修了後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。</p> <p>④修了生の学位取得状況から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。</p>
9. 研究活動	(1)本校の研究活動の目的等に照らして、必要な研究体制及び支援体制が整備され、機能しており、研究の目的に沿った活動の成果が上がっていること。	<p>①研究活動に関する目的、基本方針、目標等が適切に定められているか。</p> <p>②研究活動の目的等に照らして、研究体制及び支援体制が適切に整備され、機能しているか。</p> <p>③研究活動の目的等に沿った成果が得られているか。</p> <p>④研究活動等の実施状況や問題点を把握し、改善を図っていくための体制が整備され、機能しているか。</p>
10. 地域貢献活動等	(1)本校の地域貢献活動等に関する目的等に照らして、地域貢献活動が適切に行われ、活動の成果が認められていること。	<p>①地域貢献活動等に関する目的、基本方針、目標等が適切に定められているか。</p> <p>②地域貢献活動等の目的等に照らして、活動が計画的に実施されているか。</p> <p>③地域貢献活動等の実績や活動参加者等の満足度等から判断して、目的に沿った活動の成果が認められるか。</p> <p>④地域貢献活動等に関する問題点を把握し、改善を図っていくための体制が整備され、機能しているか。</p>
11. 多様な人材育成	(1)本校の教育目的である「人間性に溢れ国際感覚を備え、探求心、創造性、表現能力を有する技術者の養成」に照らして、教育プログラムを多様化する試みが行われ、その活動の成果が認められていること。	<p>①技術者育成教育プログラムを教育目的に照らして多様化する試みが行われ、学生に学習の機会を提供しているか。</p> <p>②多様化を試みた教育プログラムの教育内容は受講した学生の満足度等から判断して成果が認められるか。</p> <p>③教育プログラムを多様化する試みが定期的に見直されているか。</p>